

生食発0317第1号
令和4年3月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第72号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定し、又は改正したこと（別紙参照）。動物用医薬品イソオイゲノール、動物用医薬品オキシクロザニド、飼料添加物カンタキサンチン、農薬クレトジム、動物用医薬品酢酸イソ吉草酸タイロシン、農薬セダキサン、動物用医薬品トリメトプリム、動物用医薬品及び飼料添加物ハロフジノン、農薬フルアジナム、農薬フルチアニル、農薬プロパルギット、農薬ホラムスルフロン、動物用医薬品マデュラマイシン、農薬マンジプロパミド、農薬メタミホップ並びに動物用医薬品ロベニジン

第2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
フルアジナム	グアバ
フルチアニル	トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、すいか及びいちご
プロパルギット	みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
マンジプロパミド	ねぎ（リーキを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。ただし、酢酸イソ吉草酸タイロシン、トリメトプリム、ハロフジノン、マデュラマイシン及びロベニジンは、規格基準告示の第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「イソオイゲノール」とは、イソオイゲノールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「オキシクロザニド」とは、オキシクロザニドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「カンタキサンチン」とは、カンタキサンチンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「クレトジム」とは、*m*-クロロ過安息香酸によって、代謝物C 【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】又は代謝物O 【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】に酸化されるクレトジム及びその代謝物をクレトジムに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「酢酸イソ吉草酸タイロシン」とは、酢酸イ

ソ吉草酸タイロシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 今回残留基準値を設定する「セダキサン」とは、セダキサン (*cis*体) 及びセダキサン (*trans*体) の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定する「トリメトプリム」とは、トリメトプリムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 今回残留基準値を設定する「ハロフジノン」とは、ハロフジノンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定する「フルアジナム」とは、農産物にあつては、フルアジナムのみとし、畜産物の筋肉及び脂肪にあつては、フルアジナム、代謝物D【4-クロロ-6-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)- α , α , α -トリフルオロ-5-ニトロ-*m*-トルイジン】及び代謝物E【4-クロロ-2-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)-5-トリフルオロメチル-*m*-フェニレンジアミン】をフルアジナムに換算したものの和とし、畜産物の肝臓、腎臓及び食用部分、並びに乳にあつては、フルアジナム、代謝物D及び代謝物E並びにこれらの代謝物の抱合体をフルアジナムに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 今回残留基準値を設定する「フルチアニル」とは、フルチアニルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12)―① 今回残留基準値を設定する「プロパルギット」とは、プロパルギットのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12)―② 「とうもろこし粉」、「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているプロパルギットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「とうもろこし粉」、「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「とうもろこし」の残留基準

値への適・不適を確認すること。

- (12)―③ 「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているプロパルギットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「らっかせい」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (12)―④ 「オレンジジュース」に設定されているプロパルギットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「オレンジジュース」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (12)―⑤ 「りんごジュース」に設定されているプロパルギットの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「りんごジュース」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「りんご」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (13) 今回残留基準値を設定する「ホラムスルフロン」とは、ホラムスルフロンのみとすること。
- (14) 今回残留基準値を設定する「マデュラマイシン」とは、マデュラマイシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (15) 今回残留基準値を設定する「マンジプロパミド」とは、マンジプロパミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (16) 今回残留基準値を設定する「メタミホップ」とは、メタミホップのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (17) 今回残留基準値を設定する「ロベニジン」とは、ロベニジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬セダキサシに係る新規農薬登録並びに農薬クレトジム、農薬フルアジナム、農薬フルチアニル、農薬プロパルギット、農薬ホラムスルフロシ及び農薬メタミホップに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

別紙

動物用医薬品イソオイゲノール（麻酔剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	100	100
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	100	100
魚介類（すずき目魚類に限る。）	100	100
魚介類（その他の魚類に限る。）	100	100

動物用医薬品オキシクロザニド（寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3
牛の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1
牛の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2
乳	0.3	0.3

飼料添加物カンタキサンチン（色調強化剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1

飼料添加物カンタキサンチン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	10	10
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	10	10
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	10	10
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	10	10
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	10	10
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵（卵黄中）	25	25
その他の家きんの卵	0.1	0.1
魚介類（さけ科魚類に限る。）	20	20
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（貝類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（甲殻類に限る。）	0.1	0.1
その他の魚介類	0.1	0.1
はちみつ	0.1	0.1
いくら	20	20
すじこ	20	20

農薬クレトジム（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	0.2	0.2
大豆	10	10
小豆類	2	2
えんどう	2	2
そら豆	2	2
らっかせい	5	5
その他の豆類	2	2
ばれいしょ	1	1
かんしょ	1	1
やまいも（長いものをいう。）	1	1
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1	1
キャベツ	0.3	0.3
たまねぎ	0.5	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.5	0.5
アスパラガス	0.2	0.2
にんじん	0.1	0.1
トマト	1	1
ピーマン	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	○ 2	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 2	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 2	
未成熟いんげん	0.5	0.5
えだまめ	2	2
その他の野菜	0.5	0.5
クランベリー	0.5	0.5
ひまわりの種子	0.5	0.5
綿実	0.5	0.5
なたね	0.5	0.5
ホップ	0.5	0.5
その他のスパイス	○ 0.1	
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2

農薬クレトジム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.2	0.2
その他の家きんの筋肉	0.2	0.2
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2
鶏の肝臓	0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2
鶏の腎臓	0.2	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2
鶏の食用部分	0.2	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2	0.2
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
綿実油	0.5	0.5
なたね油	0.5	0.5

動物用医薬品酢酸イソ吉草酸タイロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.04	0.04
豚の脂肪	0.04	0.04
豚の肝臓	0.04	0.04
豚の腎臓	0.04	0.04
豚の食用部分	0.04	0.04
鶏の筋肉	0.04	0.04

動物用医薬品酢酸イソ吉草酸タイロシン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	0.04	0.04
鶏の肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	0.04	0.04

農薬セダキサシ（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.01	0.01
大麦	0.01	0.01
ライ麦	0.01	0.01
とうもろこし	0.01	
そば	0.01	
その他の穀類	0.01	0.01
大豆	0.01	0.01
小豆類	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
その他の豆類	0.01	
ばれいしょ	0.02	0.02
てんさい	0.01	
その他の野菜	0.01	
なたね	0.01	0.01
その他のオイルシード	0.01	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01

農薬セダキサン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

動物用医薬品トリメトプリム（合成抗菌剤／寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.08	0.08
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08	0.08
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.05	0.05

動物用医薬品トリメトプリム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.08	0.08
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.05	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.05	0.05
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.05	0.05
魚介類（貝類に限る。）	0.05	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.05	0.05
その他の魚介類	0.05	0.05

動物用医薬品及び飼料添加物ハロフジノン
(合成抗菌剤／寄生虫駆除剤・抗原虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.4	0.4
その他の家きんの肝臓	0.6	0.6
鶏の腎臓	1	1
その他の家きんの腎臓	1	1

動物用医薬品及び飼料添加物ハロフジノン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の食用部分	1	1
その他の家きんの食用部分	1	1

農薬フルアジナム（殺菌剤・殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.05	0.05
小豆類	0.1	0.1
らっかせい	0.05	0.05
ばれいしょ	0.1	0.1
かんしょ	○ 0.03	
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1	0.1
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	0.05	0.05
はくさい	0.05	0.05
キャベツ	0.05	0.05
芽キャベツ	0.05	0.05
こまつな	0.05	0.05
きょうな	0.05	0.05
チンゲンサイ	0.05	0.05
カリフラワー	0.05	0.05
ブロッコリー	0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.05	0.05
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.05	0.05
にら	0.05	0.05
アスパラガス	0.05	0.05
その他のゆり科野菜	5	5
にんじん	0.3	0.3
その他のなす科野菜	0.3	0.3
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	5	5
みかん（外果皮を含む。）	2	2

農薬フルアジナム（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 3	2
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 1	0.7
ネクタリン	0.05	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	○ 0.2	0.1
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05
いちご	0.05	0.05
ブルーベリー	4	4
クランベリー	4	4
ハuckleベリー	4	4
その他のベリー類果実	4	4
ぶどう	0.05	0.05
かき	0.3	0.3
キウイー（果皮を含む。）	3	3
パイナップル	0.05	0.05
グアバ	●	4
その他の果実	0.05	0.05
茶	○ 6	5
その他のスパイス	10	10
牛の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01

農薬フルチアニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
パセリ	○ 5	
トマト	● 0.2	0.3
ピーマン	○ 0.3	
なす	● 0.1	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.09	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.06	0.2
すいか	● 0.01	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.07	0.07
その他のうり科野菜	○ 0.2	
未成熟えんどう	0.5	0.5
その他の野菜	○ 10	
りんご	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.4	0.4
いちご	● 0.3	0.5
ぶどう	0.7	0.7
はちみつ	0.05	0.05

農薬プロパルギット（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
とうもろこし	0.1	0.1
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
らっかせい	0.1	0.1
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	0.03	0.03
トマト	2	2
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	4	
なつみかんの果実全体	○ 5	3
レモン	○ 5	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	3
グレープフルーツ	○ 5	3
ライム	○ 5	3
その他のかんきつ類果実	○ 5	3
りんご	5	5

農薬プロパルギット（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	5	
ネクタリン	4	4
あんず（アプリコットを含む。）	4	4
すもも（プルーンを含む。）	○ 5	4
うめ	4	4
おうとう（チェリーを含む。）	4	4
ぶどう	7	7
綿実	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.3	0.3
茶	5	5
ホップ	100	100
その他のスパイス	10	10
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1

農薬プロパルギット（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
魚介類	0.2	0.2
とうもろこし粉		0.2
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.5
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.7
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.3
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.3
オレンジジュース		0.3
りんごジュース		0.2
ぶどうジュース	1	1
干しぶどう	12	12
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.2	0.2

農薬ホラムスルフロン（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	0.01	

動物用医薬品マデュラマイシン（抗生物質／寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.4	0.4
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.8	0.8
その他の家きんの肝臓	0.8	0.8
鶏の腎臓	1	1
その他の家きんの腎臓	1	1
鶏の食用部分	1	1
その他の家きんの食用部分	1	1

農薬マンジプロパミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.1	0.09
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01	0.01
その他のいも類	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の葉	25	25
クレソン	25	25
はくさい	25	25
キャベツ	3	3
芽キャベツ	3	3
ケール	25	25
こまつな	25	25
きょうな	25	25
チンゲンサイ	25	25
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	25	25
チコリ	25	25
エンダイブ	25	25
しゅんぎく	25	25

農薬マンジプロパミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	25	25
その他のきく科野菜	25	25
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 4	7
にんにく	0.05	0.05
その他のゆり科野菜	7	7
パセリ	20	20
セロリ	20	20
トマト	○ 3	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	25	25
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	○ 0.5	0.3
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2	
メロン類果実		0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	
まくわうり		0.01
まくわうり（果皮を含む。）	0.5	
その他のうり科野菜	25	25
ほうれんそう	25	25
オクラ	1	1
しょうが	0.01	0.01
未成熟いんげん	○ 1	
えだまめ	○ 3	2
その他の野菜	25	25
みかん		0.3
みかん（外果皮を含む。）	3	
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
いちご	5	5
ぶどう	3	3
その他の果実	3	3

農薬マンジプロパミド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
カカオ豆	○ 0.06	
ホップ	90	90
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
はちみつ	0.05	0.05

農薬メタミホップ（除草剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.03	0.02
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.03	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
魚介類	○ 0.02	

動物用医薬品ロベニジン（合成抗菌剤／寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	1	1
鶏の脂肪	0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1

脚注

※○：令和4年3月17日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和5年3月17日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、酢酸イソ吉草酸タイロシン、トリメトプリム、ハロフジノン、マデュラマイシン及びロベニジンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。